



# 貸 渡 約 款

2020年2月1日 施行

## 第1章 総 則

### 第1条 (約款の適用)

当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という。)を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとする。なお、この約款に定めのない事項については、第41条の細則、法令又は一般の慣習によるものとする。

## 第2章 予 約

### 第2条 (予約の申込み)

借受人は、レンタカーを借りにあたって、来店、電話、インターネット等的手段及び当社が契約し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等を通じて、約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート・カーナビ等オプションの要否、その他の借受条件(以下「借受申込み」という。)を明示して予約の申込みを行うことができる。

### 第3条 (予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。ただし、当社が契約し当社に代わって予約業務を取り扱う旅行会社等において、予約申込みを行った場合は、当該申込みを行った予約代行者の営業拠点に対して変更の申込みをした場合のみ、予約の変更ができることとする。

### 第4条 (予約の取消し等)

借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができる。借受人が、借受の都合により、予約した借受開始時刻より1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という。)の締結手続きに着手しなかった場合は、予約が取り消されたものとする。

### 第5条 (代替レンタカー)

当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができない場合は、予約と異なる車種クラスのレンタカー(以下「代替レンタカー」という。)の貸渡を申し入れることができるものとする。

### 第6条 (免責)

当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとする。

### 第7条 (予約業務の代行)

借受人は、当社に代わって予約業務を行う旅行代理店、提携会社等(以下「代行者」という。)において予約の申込みをすることができます。

## 第3章 貸 渡

### 第8条 (貸渡契約の締結)

借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示し、貸渡契約を締結するものとする。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第9条第1項若しくは第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

### 第9条 (貸渡契約の締結)

借受人は運転者及び次の各号のいずれかに該当する場合は、貸渡契約を締結することができないものとする。

### 第10条 (貸渡契約の成立)

貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡しした場合に成立するものとする。この場合、受領済の予約申込金又は旅行あせん受者等において、発行したクーポン券面額相当額は貸渡料金の一部に充当されるものとする。

### 第11条 (貸渡料金)

貸渡料金は、下記の料金の合計金額をいうものとし、契約した貸渡期間に相応する料金を貸渡契約締結時に受領する。又、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示する。

### 第12条 (借受条件の変更)

借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件を変更しようとする場合は、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとする。

### 第13条 (事故整備及び補償)

当社は、道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施したレンタカーを貸し渡すものとする。

### 第14条 (貸渡返金の交付、携帯等)

当社は、レンタカーを引き渡した場合は、地方運輸局運輸支局長(兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第14条第1項において同じとする。)に届け出て実施している料金によるものとする。

### 第4章 保 険

### 第15条 (管理責任)

借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから返却までの間に(以下「使用中」という。)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、管理するものとする。

### 第16条 (日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーについて、毎日使用前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとする。

### 第17条 (禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとする。

### 第18条 (違法駐車の場合の措置等)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関する道路交通法に定める違法駐車をした場合は、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出現して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金を納付し、及び取返駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸費用を負担するものとする。

### 第19条 (GPS機能)

借受人及び運転者は、レンタカーに全地盤測位システム(以下「GPS機能」という)が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置、通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的に利用することに同意するものとする。

